

精神保健福祉法の改正に係るQ&Aについて

1 入院の同意書について

質問	回答
同意書の様式に虐待の文言が必要となったが、現行の同意書にゴム印等で押印し、追加というかたちでもよいか。	新様式の準備ができるまでの当面の間は、既存の同意書にゴム印、文書の貼り付け等での文言の追加をお願いします。
同意書の様式に虐待の文言が必要となったが、現行の同意書に別でwordで作成した文言を該当部分に貼り付け、追加というかたちでもよいか。	同上
同意書について。家族の虐待について確認する部分は、改正法の中では3番目に項目が出てくるが、現行の同意書に⑤と追記し対応してよいか。	新様式の準備ができるまでの当面の間は、家族の虐待について確認する部分は現行様式に⑤として追加をするようお願いします。

2 入院に際しての告知について

質問	回答
医療保護入院の告知（様式8）について、これまで複写用紙で対応していたが、今後両面刷りになるため、A3横（A4横並び2枚分）で対応してよいか。	様式サイズの指定はないため、A3で対応して差し支えありません。
告知の際、家族へも口頭だけでなく書面をもつての告知も必要か。	条文に書面での告知を要する旨明記されているため、家族にも書面をもって告知をいただくようお願いします。
医療保護入院の告知文について。家族にも渡すと聞いたが、複写を渡せばいいのか。	入院者本人にお渡しする告知文の複写で差し支えありません。
医療保護入院の告知（様式8）の追記部分（入院理由）の1行上の33条の第何項が適用されるかについて、 ・通知は、第1項、第2項、第3項後段 ・パワポ資料（事務・医事長会議で使用）は、第1項、第3項、第4項後段 となっている。どちらが正しいか。	通知にある33条第1項、第2項、第3項後段の記載が、改正後の正しい記載となります。
医療保護入院の告知について、A4 2枚で運用した場合、複写で家族に渡す予定だが、黄紙の準備ができない。白紙でもよいか。また、複写とコピーとで対応に違いがあるのか。	家族にお渡しする告知文の写しについては、黄紙でなくても差し支えありません。また、告知文を複写式（カーボン紙）でご用意しても、告知文を複写（コピー）しても、どちらでも差し支えはありません。
医保のお知らせを原本に記入後、コピーを2部作成し、本人と家族へ渡すという形でもよいか。また、これまで複写様式それぞれに角印を押していたが、コピーしたものにも改めて押すべきか。	告知文をコピーして、家族にお渡しするのは差し支えありません。また、コピーしたものに改めて病院印の押印は不要です。
医保のお知らせについて、医師のサイン、病院の角印を除く記入項目は、手書きではなく電子カルテ上で作成しても構わないか。	記入方法について指定はないため、電子上で作成いただいても構いません。
医保のお知らせについて、現行、「入院中の生活について」は別紙で対応しているが、その対応でも構わないか。	お伝えすべき内容に漏れがないのであれば、別紙の対応でも構いません。

3 市町村長同意について

質問	回答
市長同意依頼書で、DV加害者に該当しない場合、従前の様式を用いて構わないか。それとも同一のものを使うべきか。	市町村長同意の依頼書は、改正後の様式を用いるようお願いします。

4 医療保護入院の入院届について

質問	回答
入院届の「同意した家族」の空欄に、虐待等の理由により市町村長同意となった場合は、その旨の記載をする必要があるか。	これまで市町村長同意をした経過を記載いただいていたのと同様に、虐待を行っている家族等がいたため市町村長同意となった旨を記載いただくようお願いします。
医療保護入院届について、現行電子カルテで項目を入力・出力し、「記載上の留意事項」の記載がない状態で運用している。今後もそれで構わないか。	本来は記載すべき項目のため、記載をお願いします。同一用紙に記載が難しいようであれば、別紙などで対応をお願いします。